

前文

(案)

私たちのまち旭川市は、雄大な大雪山連峰をはるかに望み、石狩川をはじめとする多くの河川が市内を流れ、明瞭な四季が織りなす情景が美しいまちです。

古くからアイヌの人たちの暮らしと文化があり、これまで多くの人たちの努力によって、旭川の礎が築かれ、農業や、食料品、家具、紙パルプなどの製造業、交通の要衝という特性を生かした卸小売業など、多様な産業が育ち、医療や福祉、教育などの都市機能と豊かな自然が調和した北海道の拠点都市として発展してきました。

さらに、我が国初の恒久的歩行者天国である平和通買物公園や、日本最北の旭山動物園、北国の気候を生かした旭川冬まつりやバーサーロペット・ジャパンなど個性あるまちづくりが展開されてきました。

また、市内には多くの彫刻が設置され、音楽や文学などの多様な担い手が育まれるなど、文化の香り高いまちであり、これらの特長が相まって旭川らしさとなり、多くの人を引きつけています。

私たちは、これまで市民憲章の掲げる理念と、都市宣言を踏まえ、様々な課題に向き合い、対話を重ね、協力し合うことで幾多の困難を乗り越えてきました。

人口減少や少子高齢化の進行などにより、私たちを取り巻く状況は変化していますが、次代に誇れるまちを築いていくために、協働を基本とした市民参加の考え方に基づき、みんなで力を合わせてまちの未来を切り開いていかなければなりません。

私たちはまちづくりの基本的な理念や仕組みを定める、旭川市まちづくり基本条例の制定により、地域における市民の主体的な活動が活性化し、更に広がっていくことを願っています。

そして、この条例の主旨に基づき、私たちのまち旭川市が、将来にわたって、活力と希望に満ち、互いに支え合って安心して暮らせるまちになるよう、みんなでこのまちを育てていきます。

説明

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨や目的などを述べたもので、具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものとされています。

前文では、この条例を制定するに当たり、本市の歴史や風土、特長ある産業や文化などについて触れ、この条例を制定するに至った背景や趣旨などを示すとともに、まちづくりに対する市民の思いや決意を分かりやすく表現します。

また、この条例が、市民にとって親しみやすい存在となるよう、前文のみ「です・ます」体を用いています。